

京都市市税条例の一部を改正する条例（平成16年6月7日京都市条例第3号）

（理財局税務部主税課）

地方税法の一部改正に伴い、次のとおり必要な措置を講じることとしました。

1 個人の市民税

- (1) 老年者控除を廃止することとします。（第27条関係）
- (2) 特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除について、その個人が譲渡資産の譲渡をした年の一定の日において当該譲渡資産の取得に係る一定の住宅借入金等の残高を有することとする要件を除外したうえ、その適用期間を平成18年12月31日まで延長することとします。（附則第4条の5関係）
- (3) 所得割の納稅義務者が、平成16年1月1日から平成18年12月31日までの間にその有する家屋又は土地等でその年の1月1日において所有期間が5年を超えるもののうち当該個人の居住の用に供しているもの（以下「譲渡資産」といいます。）の譲渡（親族等に対するものを除く。）をした場合（当該個人が当該譲渡に係る契約を締結した日の前日において当該譲渡資産に係る一定の住宅借入金等の金額を有する場合に限る。）において、当該譲渡の日の属する年に当該譲渡資産に係る譲渡損失の金額があるときは、一定の要件の下で、その譲渡損失の金額についてその年の翌々年度以後3年度間の各年度分（合計所得金額が3,000万円以下である年度分に限る。）の総所得金額等からの繰越控除を認める特例措置を講じることとします。（附則第5条関係）
- (4) 土地の譲渡等に係る事業所得等に係る課税の特例の適用停止措置の期限を平成20年12月31日まで（改正前平成15年12月31日まで）延長することとします。（附則第17条の6関係）
- (5) 土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例について、次のとおり改

めることとします。（附則第18条関係）

ア 税率を4パーセントから3.4パーセントに引き下げる。

イ 土地等の長期譲渡所得に係る100万円特別控除を廃止する。

ウ 土地等の長期譲渡所得の金額又は短期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額については、土地等の譲渡による所得以外の所得との通算及び翌年度以降への繰越しを認めないこととする。

(6) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の課税の特例について、次のような措置を講じたうえ、その適用期間を平成21年度まで（改正前平成16年度まで）延長することとします。（附則第18条の2関係）

ア 税率を次のように改正する。

| 改正前 | | 改正後 | |
|---------------------------------------|--------------|-----------------------------|--------------|
| 特別控除後の譲渡益 のうち4,000万 円以下の部分 | パーセント 3.4 | 譲渡益のうち2,0 00万円以下の部分 | パーセント 2.7 |
| 特別控除後の譲渡益 のうち4,000万 円を超える部 分 | 4 | 譲渡益のうち2,0 00万円を超える部 分 | 3.4 |

イ 収用交換等により代替資産等を取得した場合の課税の特例、換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例その他の課税の繰延べ措置並びに収用交換等の5,000万円特別控除、特定土地区画整理事業等のための2,000万円特別控除、特定住宅地造成事業等のための1,500万円特別控除、農地保有合理化等のための800万円特別控除及び居住用財産の3,000万円特別控除を適用した場合には、この軽減税率の特例は適用しないこととする。

(7) 特定中小会社の特定株式を譲渡した場合の譲渡所得等の課税の特例について、次のように改正することとします。 (附則第19条の3関係)

ア 特例の対象となる特定中小会社の特定株式の譲渡期間について、上場等の日以後における譲渡については、譲渡の日において所有期間が3年を超えるか、上場等の日以後3年以内に譲渡をした場合をこの特例の対象とするとしてする。

イ アの譲渡期間要件の緩和に伴い、上場等の日前の譲渡については、譲渡の日において所有期間が3年を超えるか、一定の要件を満たした特定株式の譲渡をした場合をこの特例の対象とすることとする。

2 法人の市民税

防災街区整備事業組合のうち、収益事業を行わないものに対して、市民税を課さないこととします。 (第18条関係)

3 固定資産税

家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けた附帯設備については、当該取り付けた者を所有者とみなし、当該附帯設備を償却資産とみなして固定資産税を課することとします。 (第38条関係)

4 軽自動車税

軽自動車等の所有者が合併特例区である場合において、その使用者が当該軽自動車等を公用又は公共の用に供さないときは、その者に対して、軽自動車税を課することとします。 (第68条関係)

5 その他

その他必要な規定の整備を行います。

上記1(1)の改正は平成17年1月1日から、上記2の改正は市規則で定める日から、上記4の改正は市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律(平成

16年法律第58号)の施行の日から、その他の改正は平成16年6月7日から施行することとしました。

京都市市税条例の一部を改正する条例を公布する。

平成16年6月7日

京都市長 桜本 賴兼

京都市条例第3号

京都市市税条例の一部を改正する条例

京都市市税条例の一部を次のように改正する。

第16条中「老年者」を削る。

第18条各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め、同条第6号を同条第7号とし、同条第5号の次に次の1号を加える。

(6) 防災街区整備事業組合

第25条中「第17条第1項第1号又は第2号に掲げる者に対して課する」を「個人の」に改め、「年額」を削る。

第27条第2項中「老年者控除額」を削る。

第35条第1項各号列記以外の部分及び第2項各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め、同項第1号中「老年者」を「年齢65歳以上の者」に改める。

第38条に次の1項を加える。

4 法第343条第9項に規定する特定附帯設備については、当該特定附帯設備を取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもって第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして、固定資産税を課する。

第58条本文中「第343条第8項」の右に「又はこの条例第38条第4項」を加え、「同項」を「これら」に改める。

第60条第1項中「第343条第8項」の右に「又はこの条例第38条第4項」を加え、「同条同項」を「これら」に、「よって」を「より」に、「または」を「又

は」に、「もしくは」を「若しくは」に改める。

第68条第3項本文中「地方開発事業団」の右に「、合併特例区」を加える。

附則第4条の5の見出し中「特定の」を削り、「譲渡損失の」の右に「損益通算及び」を加え、同条第1項を次のように改める。

所得割の納税義務者の平成17年度以後の各年度分の市民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた法附則第4条第1項本文に規定する居住用財産の譲渡損失の金額がある場合には、当該居住用財産の譲渡損失の金額については、同条第8項において準用する同条第1項に規定するところによる。

附則第4条の5第2項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項第1号中「第4条の5第1項本文」を「第4条の5第2項本文」に、「規定する居住用財産の譲渡損失」を「規定する通算後譲渡損失」に、「当該居住用財産の譲渡損失」を「当該通算後譲渡損失」に改め、同項第2号中「第41条の5第6項第3号」を「第41条の5第12項第3号」に、「第4条の5第2項第1号」を「第4条の5第3項第1号」に改め、同項第3号中「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 所得割の納税義務者の前年前3年内の年に生じた法附則第4条第3項本文に規定する通算後譲渡損失の金額は、同項本文に規定するところにより附則第18条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第19条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する。ただし、当該納税義務者の前年の合計所得金額が30,000,000円を超える年度分の市民税の所得割については、この限りでない。

附則第5条を次のように改める。

(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除)

第5条 所得割の納税義務者の平成17年度以後の各年度分の市民税に係る譲渡所得

の金額の計算上生じた法附則第4条の2第1項本文に規定する特定居住用財産の譲渡損失の金額がある場合には、当該特定居住用財産の譲渡損失の金額については、同条第8項において準用する同条第1項に規定するところによる。

2 所得割の納税義務者の前年前3年内の年に生じた法附則第4条の2第3項本文に規定する通算後譲渡損失の金額は、同項本文に規定するところにより附則第18条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第19条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する。ただし、当該納税義務者の前年の合計所得金額が30,000,000円を超える年度分の市民税の所得割については、この限りでない。

3 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第28条第4項の規定の適用については、同項中「純損失又は雑損失」とあるのは「純損失若しくは雑損失又は附則第5条第2項本文に規定する通算後譲渡損失」と、「3月15日までに第1項に規定する」とあるのは「3月15日までに、第1項に規定する申告書又は当該通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した」とする。

(2) 第28条の2の規定の適用については、同条第1項中「確定申告書（）」とあるのは「確定申告書（租税特別措置法第41条の5の2第12項第3号の規定により読み替えて適用される所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。）」と、「前条第1項から第4項まで」とあるのは「前条第1項から第3項まで又は附則第5条第3項第1号の規定により読み替えて適用される前条第4項」と、同条第2項中「前条第1項から第4項まで」とあるのは「前条第1項から第3項まで又は附則第5条第3項第1号の規定により読み替えて適用される前条第4項」とする。

(3) 前2号に定めるもののほか、前項の規定の適用がある場合における市民税に関

する規定の適用に関し必要な事項は、市長が定める。

附則第17条の6第3項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第4項中「平成15年12月31日」を「平成20年12月31日」に改める。

附則第18条第1項中「第31条第1項」を「第31条第1項前段」に、「第34条第1項」を「第34条第1項前段」に改め、「から同項に規定する長期譲渡所得の特別控除額を控除した金額（次項の規定により適用される第27条第2項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。次条及び附則第18条の3において「課税長期譲渡所得金額」という。）」を削り、「同条第1項及び同条第5項」を「同条第1項前段」に改める。

附則第18条の2第1項中「平成16年度」を「平成21年度」に、「第31条第1項」を「第31条第1項前段」に、「以下同じ」を「以下この条において同じ」に、「同項」を「同項前段」に改め、「課税長期譲渡所得金額」の右に「（法附則第34条第1項前段に規定する課税長期譲渡所得金額をいう。以下この条及び次条において同じ。）」を加え、同条第2項中「平成16年度」を「平成21年度」に改め、「課税長期譲渡所得金額」の右に「に対して課する市民税の所得割」を加え、同条第3項中「租税特別措置法第34条の2第2項第3号に掲げる場合に該当することとなった土地等につき同条第1項」を「、その有する土地等について、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条まで、第36条の2、第36条の5から第37条まで、第37条の4から第37条の7まで、第37条の9の2又は第37条の9の3」に改める。

附則第19条の3第1項中「これらの株式」を「当該特定株式」に改め、同条第6項中「当該特定株式に係る特定中小会社（当該特定中小会社であった株式会社を含む。）が発行した株式に係る租税特別措置法第37条の10第2項に規定する上場等の日（以下この項において「上場等の日」という。）以後に当該払込みにより取得を

した特定株式（その上場等の日において当該特定株式をその取得をした日の翌日から引き続き所有していた期間として法附則第35条の3第8項に規定する期間が3年を超えるものに限る。）の譲渡（その上場等の日以後3年以内に行われる譲渡（証券取引法第2条第20項に規定する有価証券先物取引の方法により行うものを除く。）で租税特別措置法第37条の10第2項に規定する証券業者への売委託に基づくもの又は当該証券業者に対するものに限る。以下この項において同じ。）」を「当該払込みにより取得をした特定株式の譲渡（法附則第35条の3第8項に規定する特定株式の譲渡をいう。）」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第16条、第27条及び第35条の改正規定並びに次条第1項の規定 平成17年1月1日
- (2) 第18条の改正規定 市規則で定める日
- (3) 第68条の改正規定 市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律
(平成16年法律第58号) の施行の日

（市民税に関する規定の適用区分）

第2条 この条例による改正後の京都市市税条例（以下「改正後の条例」という。）

第16条及び第27条第2項の規定は、平成18年度分の個人の市民税から適用し、平成17年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 改正後の条例附則第4条の5の規定は、所得割の納稅義務者が平成16年1月1日以後に行う租税特別措置法第41条の5第7項第1号に規定する家屋又は土地若しくは土地の上に存する権利で同号に規定する譲渡資産に該当するものの譲渡に係

る個人の市民税について適用し、所得割の納稅義務者が同日前に行った所得税法等の一部を改正する法律（平成16年法律第14号）第7条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧租税特別措置法」という。）第41条の5第3項第1号に規定する家屋又は土地若しくは土地の上に存する権利で同号に規定する譲渡資産に該当するものの譲渡に係る個人の市民税については、なお従前の例による。

3 改正後の条例附則第5条の規定は、平成17年度分の個人の市民税から適用し、平成16年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4 改正後の条例附則第18条の規定は、所得割の納稅義務者が平成16年1月1日以後に行う租税特別措置法第31条第1項前段に規定する土地等又は建物等の譲渡に係る個人の市民税について適用し、所得割の納稅義務者が同日前に行った旧租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等又は建物等の譲渡に係る個人の市民税については、なお従前の例による。

5 改正後の条例附則第18条の2の規定は、所得割の納稅義務者が平成16年1月1日以後に行う同条第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡又は同条第2項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する譲渡に係る個人の市民税について適用し、所得割の納稅義務者が同日前に行った改正前の条例附則第18条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡又は同条第2項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する譲渡に係る個人の市民税については、なお従前の例による。

6 改正後の条例附則第19条の3第6項の規定は、所得割の納稅義務者が平成16年4月1日以後に行う同項に規定する特定中小会社の特定株式（租税特別措置法第37条の13第1項第2号及び第3号に定めるものにあっては、同日以後に払込みにより取得をするものに限る。）の譲渡について適用し、所得割の納稅義務者が同日前に行った改正前の条例附則第19条の3第6項に規定する特定株式の譲渡につ

いては、なお従前の例による。

7 平成17年度分の個人の市民税に限り、平成17年1月1日現在において、本市の区域内に住所を有することにより均等割の納稅義務を負う夫と生計を一にする妻で本市の区域内に住所を有するものに係る改正後の条例第25条の規定の適用については、同条中「3,000円」とあるのは、「1,500円」とする。

(固定資産税に関する規定の適用区分)

第3条 改正後の条例第38条第4項、第58条及び第60条第1項の規定は、平成16年4月1日以後に取り付けられた改正後の条例第38条第4項に規定する特定附帯設備に対して課する平成17年度分の固定資産税から適用し、同日前に取り付けられた同項に規定する特定附帯設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(その他の経過措置)

第4条 前2条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、市長が定める。

(理財局税務部主税課)